

産後ケアの ご案内



大和高田市

出産後、赤ちゃんのお世話がよくわからない。これで良いか不安になる。
授乳がうまくいかない。おっぱいのケアのを知りたい。お産と育児の疲れから体調がよくない。
手伝ってくれる人がいなくて少し休みたい。ゆっくり話を聞いてほしいなど・・・
出産後、育児等の支援が必要な方を対象に、産後ケア事業を実施しています。

利用できる方

- 大和高田市に住所を有する生後1歳未満（37週0日未満の早産の方は、出産予定日からみて1歳未満）の児、母
 - 大和高田市に住所を有する、流産・死産により心身に不調のある方
- ※上記の方で、医師より病院等への入院が必要とされていない方

産後ケアでできること

- 授乳の相談 ●おっぱいのケア ●赤ちゃんの身体測定 ●育児の相談 ●沐浴 ●休養 ●ママのからだのサポート
- ママのこころのサポート

内容

ショートステイ(宿泊)型

病院や助産所に泊まり、助産師のケアを受けることができます。一日を通して、授乳や育児のアドバイスを受けることができます。「家族からのサポートが得られない」「赤ちゃんを預けて休みたい」「じっくりケアを受けたい」といった方におすすめです。

デイサービス(通所)型

病院や助産所に行き、日帰りで助産師のケアを受けることができます。利用時間を選ぶことができ、目的に合わせた利用が可能です。「少しの間でも休みたい」「上の子のお迎えまでの間に」「気分転換に外出してケアを受けたい」といった方におすすめです。

アウトリーチ(訪問)型

ご自宅に助産師が伺い、ケアを行います。おうちでの授乳や沐浴などの育児のお手伝いが可能です。「家でゆっくりケアを受けたい」「自分の家にあった方法を知りたい」といった方におすすめです。



お問い合わせ先

大和高田市保健センター

〒635-0096 大和高田市西町 1-45
TEL 0745-23-6661 FAX 0745-23-6660

申請～利用までの流れ



1

保健センターに申請（妊娠8ヶ月から申請が可能です。）

- 申請は、原則保健センターに来所が必要です。（ご家族の代理申請も可能。来所が難しい場合は、ご相談ください。）ご利用希望日の2週間前までに保健センターへお越しください。
- 事前にお電話での来所予約をお願いします。

申請時の持ち物

母子健康手帳、本人確認書類、申請書

※転入された方（1月1日現在の住所地が本市以外）で、非課税世帯の方は前市町村の非課税証明書

妊娠中に申請し出産後、産後ケアを利用される場合は、利用前に保健センターへお電話ください。

2

保健センターより「利用決定通知」、「産後ケア利用券」の送付

- 利用決定通知書と産後ケア利用券（合計7枚）を、保健センターより、申請者のご自宅へ送付します。※送付には、申請から約1週間かかります。

3

予約 利用したい施設に電話

- 施設へ直接予約のお電話をお願いします。※施設により空き状況に差があります。予めご了承ください。

4

保健センターより、利用施設へ申請書を送付

5

利用

- 利用施設またはご自宅で、ご希望のサービスを受けます。
- 産後ケア利用券、母子健康手帳を施設へ持参してください。（その他の持ち物については、大和高田市HPまたは施設のHP等でご確認ください。）
- 産後ケア利用券は、施設が利用サービスに応じた必要枚数を回収します。
- 利用者負担金は、利用時に直接施設（アウトリーチの場合は助産師）へお支払いください。

※緊急を要する場合は、上記のとおりではないこともございます。まずは、保健センター（0745-23-6661）へご相談ください。

スケジュールの例



ショートステイ

1日目

10:00 来院
お部屋のご案内
問診
児の計測・沐浴
12:00 昼食
乳房ケア・休息
15:00 おやつ
入浴・シャワー
18:00 夕食

2日目

7:00 朝食
児の計測・沐浴
10:00 帰宅

授乳のお手伝い適宜
夜間もケアが
受けられます。

デイサービス

9:30 来院
お部屋のご案内
10:00 問診
児の計測・沐浴
12:00 昼食
乳房ケア・シャワー
15:00 おやつ・休息
18:00 夕食
20:00 帰宅

利用時間が選べます。
施設によって、時間
利用料金は異なります。

産後ケア利用券について



- 産後ケア利用時に必要な産後ケア利用券の枚数は以下の通りです。
産後ケアを予約する際には、必要枚数があることを確認して予約してください。

ショートステイ1泊2日	利用券2枚	デイサービス1回	利用券1枚
ショートステイ2泊3日	利用券4枚	アウトリーチ1回	利用券1枚
ショートステイ3泊4日	利用券6枚		

- 産後ケア利用券を紛失、破損した場合は、保健センターで再発行の手続きが必要です。保健センターまでご連絡ください。
- 他市町村へ転出された場合は、大和高田市が発行した産後ケア利用券は使用できません。

利用上限



- 生後1歳未満（37週0日未満の早産の方は、出産予定日からみて1歳未満）の間でショートステイ・デイサービス・アウトリーチ合わせて7日（回）まで利用可（ショートステイは1泊を2日（回）、デイサービスとアウトリーチは1回の利用で1日（回）と考えます。）

例1：ショートステイ1泊+デイサービス3日+アウトリーチ2回=通算7日（回）利用
例2：ショートステイ2泊+デイサービス3日=通算7日（回）利用

キャンセルについて



- キャンセルや変更については、直接施設へ連絡してください。
- 利用予定日の前々日（土日祝日を除く）17時を過ぎて、キャンセルや変更をした場合、キャンセル料（利用者負担金の全額）が発生します。

例) 6 June

日 Sun	月 Mon	火 Tue	水 Wed	木 Thu	金 Fri	土 Sat
16	17	18	19	20	21 キャンセル 変更は17時まで	22
23	24	25 産後ケア 利用日	26	27	28	29

7 July

日 Sun	月 Mon	火 Tue	水 Wed	木 Thu	金 Fri	土 Sat
7	8	9	10	11 キャンセル 変更は17時まで	12	13
14	15 海の日 祝日	16 産後ケア 利用日	17	18	19	20

ご利用上の注意



- 2回目以降のご利用については、保健センターへの申請は不要です。
※ただし、前回利用時から、利用者の方やお子さんに心身の状態の変化（例えば、身体のことやこころのことで医療機関やカウンセラーに受診・相談をしているまたは予定があるなど）があれば、保健センターにご連絡ください。
- 産後ケア利用券には、申請時の世帯区分（課税・非課税等）を記載しております。変更がある場合、再度申請していただく必要があります。



キ
リ
ト
リ



産後ケア利用料利用者負担金



利用者負担金	大和高田市立病院			その他の施設		
	利用時間	利用料金	多胎追加費用 (赤ちゃん1人につき)	利用時間	利用料金	多胎追加費用 (赤ちゃん1人につき)
ショートステイ(宿泊)				24時間	4,000円	2,000円
デイサービス(通所)	9:30~20:00	2,000円		8時間	2,000円	1,000円
				6時間	1,500円	800円
	9:30~17:00	1,500円		4時間	1,000円	600円
				2時間	500円	200円
アウトリーチ(訪問)	8:30~12:30 or 13:00~17:00 (移動時間含む)	1,000円		18時までの3時間	1,000円	500円
利用例	双子でデイサービス 9:30~20:00利用 2,000円			双子でショートステイ利用 4,000円+2,000円=6,000円		

産後ケア利用料利用者負担金の減額について

下記の方は、利用料の利用者負担金が減額されます。

【利用者負担金減額になる対象者】

- 1月1日時点での世帯で、対象者の属する世帯員全員が非課税である世帯
6/30までに利用される方は、前々年所得の課税状況になります。
7/1以降に利用される方は、前年所得の課税状況になります。
- 対象者の属する世帯が生活保護世帯

該当する可能性がある場合、産後ケア利用前に申請書を記入。

- 1 該当された方は、下記表の利用者負担金を産後ケア利用時にお支払いください。
- 2 非該当の場合または申請時に税情報を確認できない場合
(税情報の未申告や1月1日時点で別の市町村に住民票をおいていた場合)

→上記の利用者負担金をお支払いください。

減額対象者の利用者負担金	大和高田市立病院			その他の施設		
	利用時間	利用料金	多胎追加費用 (赤ちゃん1人につき)	利用時間	利用料金	多胎追加費用 (赤ちゃん1人につき)
ショートステイ(宿泊)				24時間	2,000円	1,000円
デイサービス(通所)	9:30~20:00	1,000円		8時間	1,000円	500円
				6時間	750円	400円
	9:30~17:00	750円		4時間	500円	300円
				2時間	250円	100円
アウトリーチ(訪問)	8:30~12:30 or 13:00~17:00 (移動時間含む)	500円		18時までの3時間	500円	250円
利用例	双子でデイサービス 9:30~20:00利用 1,000円			双子でショートステイ利用 2,000円+1,000円=3,000円		

②の申請時に税情報を確認できず、後日以下の手続きを行い、該当された場合、利用者負担金と減額の利用者負担金の差額を返します。

- 1 大和高田市で税申告 または
- 2 前市町村での非課税証明書を郵送、または取りに行き、大和高田市保健センターへ提出

上記で、利用者負担金減額の対象者に該当

保健センターに産後ケア利用の領収書と振込先の口座情報を提出(利用後6か月以内)

1~2か月後に入金